

提案第 45 号

合併協定項目 43 コミュニティ施策の取扱いについて

合併協定項目 43 コミュニティ施策の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 5 月 15 日提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

コミュニティ施策の取扱いについて

- 1 公民館組織については、当分の間現行のとおりとする。なお、新市における公民館組織のあり方については、これまでの歴史的経過，地域特性を踏まえつつ，関係団体等とともに協議する場を設け，その方向性について調整する。
- 2 新市における地域コミュニティ事業補助金等地域づくり活動に対する支援のあり方については，3町のこれまでの地域づくり活動の経緯，地域特性を踏まえ，新市においても引き続き，特色ある地域づくり活動を促進できるよう，関係団体等とともに協議する場を設け，その方向性について調整する。